



1. 精神障害者退院促進支援事業について	1
埼玉県福祉部 障害者福祉課障害福祉担当	1
事業者からの報告	
①精神障害者退院促進支援事業について	
医療法人社団双里会相談支援事業所 村田大樹	5
②退院促進支援事業に取り組んでみて	
生活支援センター夢の実 渡辺知明	6
2. 精神障害者スポーツについて	7
企画広報担当	
(1) ソフトボール・卓球	
(2) バレーボール	
(3) グラウンド・ゴルフ	
3. 広報用(普及啓発)パネルについて	10
自殺防止対策パネルを貸し出します!	10
4. 心の健康家族電話相談	10

※当たよりは、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご利用ください。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>

# 1. 精神障害者退院促進支援事業について

埼玉県福祉部 障害者福祉課障害福祉担当

## 1 はじめに

わが国の精神保健福祉施策については、平成14年にまとめられた社会保障審議会障害者部会精神障害分会の報告書『今後の精神保健医療福祉施策について』において、「入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換するための、各種施策を進めることが重要である」との基本的な考え方が示されました。その中で、「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。」が謳われました。

その後、国に精神保健福祉対策本部が設置され、平成16年『精神保健医療福祉の改革ビジョン』が提示されました。

その間、精神保健福祉法、障害者基本法が改正され、平成17年障害者自立支援法が成立しました。従来モデル事業であった精神障害者退院促進支援事業（以下、「退院促進事業」という。）が障害者

自立支援法で都道府県地域生活支援事業に位置づけられました。

## 2 事業概要

退院促進事業とは「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下、「退院可能精神障害者」という。）に対し、円滑な地域移行の促進を図る事業です。主に①利用対象者への啓発活動、②退院に向けた個別の支援計画の作成、③福祉サービスの体験利用等院外活動に係る同行支援、④利用対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言、⑤退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整を精神科病院の精神保健福祉士等と連携しながら地域移行を図るものです。

（3ページ「埼玉県精神障害者退院促進支援事業の流れ（イメージ）」参照）

### 3 経過

本県では退院促進事業を平成14年度から開始し、保健所圏域（以下、「圏域」という。）ごとに事業を展開してきました。平成14年度及び平成15年度においては精神障害者地域生活支援センター（現、指定相談支援事業者。以下、「事業者」という。）1か所に委託し、圏域を限定し事業を実施してきました。

平成16年度からは多くの圏域で事業実施を図るため、事業の委託を希望する事業者から事業計画書の提出を求め、委託先を決定する方法としました。その結果、平成16年度及び平成17年度は7か所の事業者に委託し、平成18年度は8か所、今年度においては11か所（平成19年12月31日現在）に委託をして事業を展開しています。

事業実施圏域を増やしていくことにより、本事業に御理解、御協力をいただける精神科病院も増えてきており、平成14年度は1か所でありましたが、今年度は24か所の精神科病院に御協力いただいております。

（平成19年12月31日現在）

項目	年度	14年	15年	16年	17年	18年	19年
委託先数		1	1	7	7	8	11
協力医療機関数		1	2	7	10	15	24
対象者数		14	30	54	81	95	111
退院者数		4	8	19	29	25	29

### 4 本県の特徴

#### （1）保健所圏域での事業展開

本県にはさいたま市（指定都市）、川越市（中核市）を含め、15の保健所があり、その圏域ごとに地域自立促進支援協議会を開催し、また関係機関への事業周知や研修、協力医療機関の開拓などの取り組みを行っています。

（4ページ「埼玉県精神障害者退院促進支援事業計画（平成19～23年度）」参照）

#### （2）退院可能精神障害者実態調査の実施

本県では障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定にあたり、県内の全精神科病院の協力の下、平成18年6月1日現在入院している全患者を対象に、退院可能精神障害者の実態調査を行いました。その結果、退院可能精神障害者は1,322人おり、特徴として①40歳以上が92%を占め、とりわけ60歳以上は53.8%を占めており、高齢者の割合が高いこと、②入院期間が10年以上の長期入院患者が34.4%を占めている一方、1年未満の患者も17.5%いること、③退院阻害要因は本人、家族、地域・施策の要因が重なり合い複雑化していること、があげられます。

### 5 終わりに

本事業を退院させるだけの事業にとどめず、この事業を通し、関係機関が日中活動の場、住まいの場、在宅サービスなど地域生活支援体制の現状を把握し、精神障害者が地域で安心して生活できるよう地域の課題として取り組むことが重要です。

今後も関係機関の御理解、御協力をいただきながら事業を展開していきたいと思っております。

# 埼玉県精神障害者退院促進支援事業の流れ(イメージ)

厚生労働省資料  
一部改訂

## 退院

制度利用支援(福祉サービス、生活保護等)

継続的な制度利用

【自治体関係機関】

- ・精神保健福祉センター
- ・市町村
- ・保健所
- ・福祉事務所等



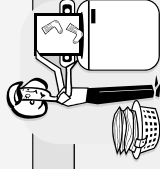
就労、生活訓練等院外活動の場の提供

【障害福祉サービス等】



【グループホーム等】

体験宿泊 等



日中活動の場の提供

居宅サービス(ホームヘルプ等)

住まいの場の提供

連携

連携

連携

連携

委託事業者(自立支援員)

相談支援事業者

自立支援員による支援等

【支援準備期】

- 事業の周知  
(病院・利用者・家族等)  
(行政・委託事業所中心)
- 対象者の選定  
(協力病院中心)
- 支援計画の策定  
(委託事業所・保健所中心)

【支援中期】

- 関係機関の調整  
(保健所中心)
- 院外活動への同行支援  
(委託事業所中心)

【退院準備期】

- 受け入れ先等との調整  
(委託事業所・市町村中心)
- 各種社会的な支援等  
(委託事業所中心)

【フォロー期】

- 地域生活定着に係る支援  
(委託事業所・市町村中心)
- 各種サービスの利用状況の把握  
(委託事業所中心)

【地域生活】

- 地域生活継続に係る確認  
(必要に応じ支援)

支援中において支援関係者間に必要に応じ協議会を開催(支援内容の評価、支援計画の見直し、研修等) 保健所中心

【精神科病院】



地域移行に向けたケア(リハビリ、服薬指導等)

連携

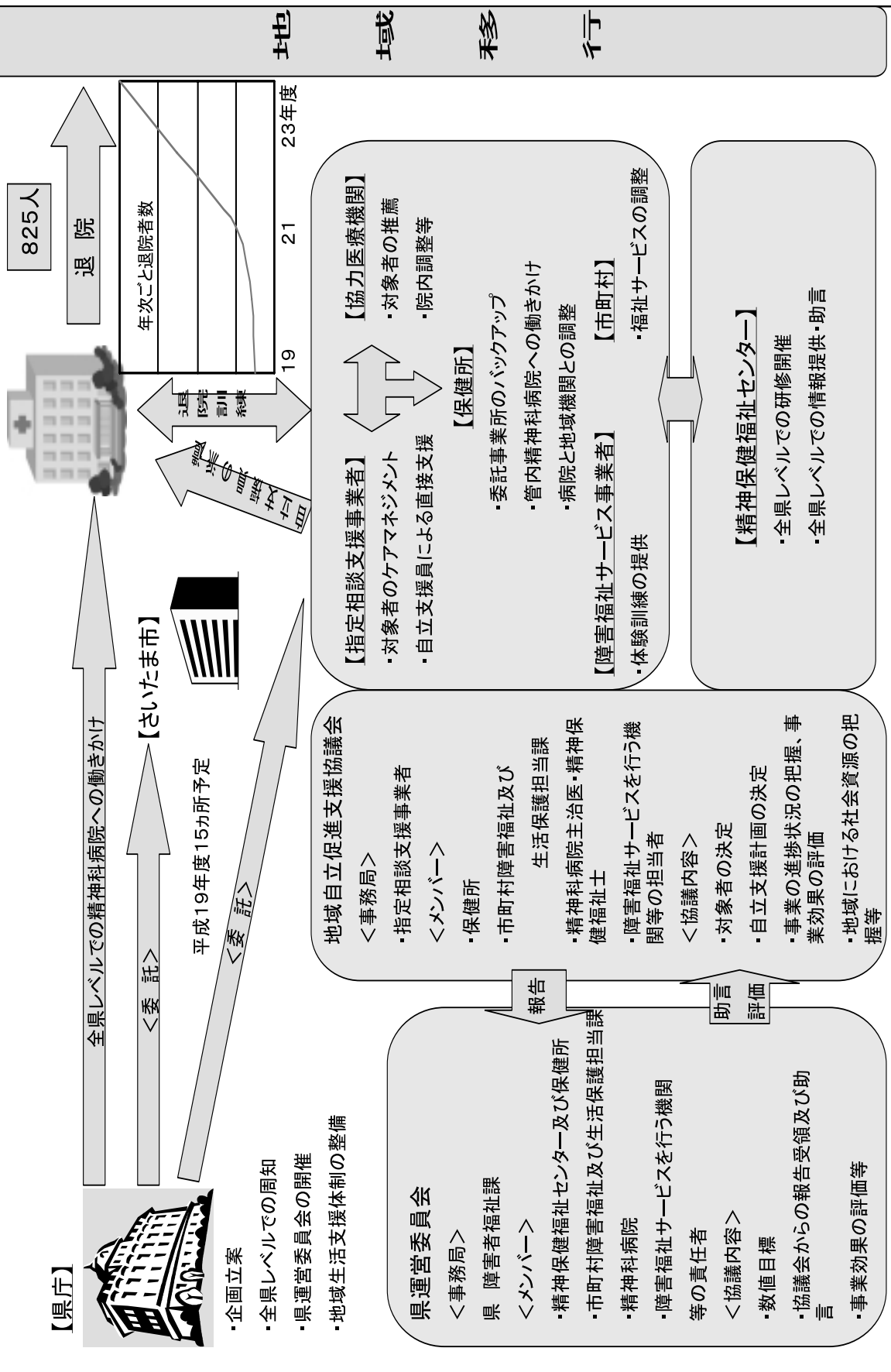
連携

連携

通院・訪問看護・デイケア 等



# 埼玉県精神障害者退院促進支援事業計画(平成19～23年度)



# 精神障害者退院促進支援事業について

医療法人社団双里会相談支援事業所 村田大樹

## 1 はじめに

当事業所では、平成16年度から事業を受託し、今年で4年目になります。昨年度の障害者自立支援法の施行等により、この4年間、社会情勢は大きく変化しました。当事業所の位置づけは、「精神障害者地域生活支援センター」から、市町村地域生活支援事業の受託事業所「相談支援事業・地域活動支援センター」に変わり、春日部市の生活支援・相談支援活動を行なう傍ら、退院促進支援事業を実施しています。県事業と市町村事業双方合わせながら、事業運営をしている状況です。

## 2 事業概要

当事業所では2名（うち1名非常勤）が自立支援員として事業にあたっています。医療機関は順天堂越谷病院（越谷市）を協力医療機関として、ともに事業を進めています。

今年度の事業内容は、以下の4点です。

- ①退院準備プログラム
- ②個別支援
- ③退院後生活支援
- ④自立促進支援協議会・事業評価検討会議事業

## 3 事業の対象者

今年度は下表のとおり、17名の方が利用されています。

利用者数	平成19年度17名（うち退院6名・中断2名）
活動	①退院準備プログラム：9名 ②個別支援：1名（①と併用） ③退院後生活支援：2名 ※平成20年1月現在）
年齢	平均39.7歳
病名	統合失調症：16名 器質性精神障害・精神発達遅滞：1名
入院期間	平均3年8ヶ月
退院阻害要因	・本人の意欲 ・本人の生活技能 ・家族の反対 ・支援機関の不足など

## 4 活動内容

退院支援を進めるとき、利用者が「退院してみたい」と思えることが最重要です。しかし、なかには退院への動機が持てない方も多くいます。

そのような方も参加できる場として、協力病院内で毎週1回「退院準備プログラム（入院以外の生活を考える会）」を実施しています。10名程度のグループで行い、ミーティング・レクリエーション・社会資源の見学体験など、地域生活でのイメージ獲得や退院への動機を高める支援を中心に行ないます。この活動は利用者にとって、「失っていた選択肢を、もう一度持つ」支援活動だと思います。

「個別支援」では、社会的入院者のうち、春日部（越谷）に住所がある方・退院しようと思う方、退院への動機やイメージが高まった方を主に対象としています。自立支援員が支援計画（退院準備期・地域移行期）を立て、相談・同行・サービス調整・家族との調整などを行います。地域生活をより具体的にする支援で、この支援活動は「選択し、自分なりの生活を確保する」支援活動ではないかと思っています。

## 5 自立促進支援協議会

個別支援・退院準備プログラムが利用者本人の「関係づくり（主体化）」や「環境づくり」の活動とすると、自立促進支援協議会は「地域づくり（施策づくり）」の活動です。

協議会は保健所（春日部・越谷）が中心となり運営しています。協議会は中規模会議と大規模会議があります。今年度新たに設けた会議である、中規模の事業評価検討会は、地域の受け皿づくり（相談体制・マネジメント体制、役割分担）や事業の課題抽出などを、各地域への市町村職員や相談支援事業所とともに協議します。大規模会議では、事業の説明、報告、課題などの共有、事業周知などを行います。

協議に出された意見をいくつか挙げると、「社会的入院とは？地域からみると分かりにくい」「自分達は何をすればいいの？」「資源がある地域と資源がない地域では、やることは違う」などがありました。退院支援という問題自体が、実態の見えにくい潜在的なものであり、地域特性・格差のある中で同一のやり方では進まないことをあらわしているように思います。

## 6 今後の活動について

現状の退院促進支援事業は、退院するまでの事業ですが、利用者にとって目指すものは退院後の地域生活です。事業利用者の中で「不安もあるけど、退院もいいもんだ」と話してくれた方がいました。多くの問題が見えてきますが、このような気持ちになっていただける方を一人でも増やしたいと思います。

そのためには、①「安心して退院したい」と思えるような支援、②地域生活へスムーズに移行するための支援、③地域生活をより自分らしく送るための生活支援など、段階ごとに充実させる必要があります。今後は地域の受け入れ態勢の整備のために、退院促進支援事業と市町村地域生活支援事業をリンクさせ、地域自立支援協議会などで検討できるように提言していく事も重要であると考えています。

# 退院促進支援事業に取り組んでみて

生活支援センター夢の実 渡辺知明

## 1 はじめに

現在、社会的入院者数は全国で約7万人と言われています。社会的入院者とは症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者を指します。平成18年に精神科病院に対してアンケート調査を実施した結果、埼玉県でも約800人余り社会的入院者がいることがわかりました。

生活支援センター夢の実では平成17年度から事業委託を受け、今年度で3年目になります。

「社会的入院者が一人でも多く退院できるように支援していきたい」そんな想いでこの事業に取り組んでいます。夢の実は同法人の精神科病院と組んでおり、他法人の精神科病院と組むのと比べて支援員が動きやすく連携は取り易い環境だと感じています。今までの取り組みについて振り返り、現在の状況及び課題について考えてみました。

## 2 平成19年度以前の取り組み

### (1) 平成17年度

グループ活動で本人との関係を築いてから、個別での関わりを行ってきました。グループ活動では6名が参加し、その後個別で4名に関わってきました。グループ活動の回数は19回、「退院について」のミーティングを中心に行いましたが、「退院したくない」と参加拒否になってしまったということもありました。初めから退院への意思がほとんどない方へのモチベーションの重要性が認識できました。

### (2) 平成18年度

平成17年度の経験を踏まえ退院へのモチベーションをあげるために、週に1回のグループ活動を主に行いました。個別支援では面接・同行・訪問・支援センターの利用等の支援を行い、退院者は2名でした。グループ活動では1つの病棟と組んで外出を中心とした活動を行い、27名の方がグループに参加をしました。1つの病棟と組んで活動したことで退院促進に直接関わらなかった医師・看護師及びグループ活動参加者以外の患者の退院について考える一つのきっかけになりました。

## 3 平成19年度実施状況

平成19年度は（平成19年1月現在）退院訓練対象者数14名、退院者数5名（退院見込みを含むと合計7名）、平均入院期間7年7ヶ月という状況

です。退院先としては、単身生活3名、家族と同居1名、グループホーム1名となっています。関わっている方の中には家族の協力が無い等の問題を抱えている方も多く、その場合には単身生活（アパート・生活訓練施設・グループホーム）を目指していくことになります。昨年度までとは違い個別支援を中心に関わり、個々に応じて面接・同行等を行っています。生活支援センターのグループプログラムなどに参加してもらい、地域で生活しているメンバーに触れる機会を作り交流してもらうことを大切にしています。

## 4 今後の課題

### (1) 社会的入院者の退院へのモチベーション

症状は落ち着いていて退院できる方でも長期入院の為「退院したくない、入院したい」という思いを抱えていることがあります。実際に事業を行うとき、参加を拒否する社会的入院者が毎年存在しています。そういう方を「退院したい」と気持ちに変化させることが非常に難しいと感じています。

### (2) 家族の協力が無い点

本人を協力してくれる家族がなく、住居設定やサポート体制が不十分なケースが多く、家族の理解を求めていく関わりに力を注いでいかなければならないこともあります。

### (3) 長期化するケース

本人の退院への思い、家族の調整等に時間を要すること、マンパワーの不足等によって、事業の期間内に退院するケースが少なくなっています。

また、単年度事業であることで継続的な関わりが必要なケースへの支援の先行きが見えづらいつともあります。

## 5 おわりに

今後は社会的入院者の高齢化がより進んでいく状況になり、なるべく早く退院できるように支援していく必要があります。退院にあたっては上記のような課題があり自立支援員だけでは解決するのは難しく、地域のネットワークづくりが必要だと思えます。

そして今年度からは保健所も退院促進事業に取り組むようになったので、これからは今以上に連携をとり、社会的入院者への退院の支援をしていきたいと考えています。



## 2. 精神障害者スポーツについて

平成20年に大分県で開催される第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」から精神障害者バレーボールが正式種目となるなど、精神障害者を対象としたスポーツは、現在大変注目されています。ここで、埼玉県におけるスポーツ大会の開催状況を御報告いたします。



### (1) ソフトボール・卓球



#### 1 ソフトボール大会

社団法人埼玉県精神保健福祉協会が主催で、毎年6月に開催している「埼玉県精神保健福祉ソフトボール大会」は、平成19年度で第35回開催となった、大変歴史のある大会です。

平成19年度は県内12施設14チーム、約400人が参加し、荒川運動公園で熱戦が繰り広げられました。

当ソフトボール大会の参加規定には、入院患者がチームの半数を占めることが定められており、またソフトボールの練習を行うための運動場が整備されている医療機関が少なくなっていることなどから、年々参加チームは減少しており、規定の変更等が今後の課題となっております。



ソフトボール大会 表彰式の様子

#### 2 卓球大会

「埼玉県精神保健福祉卓球大会」は、ソフトボール大会と同様に、社団法人埼玉県精神保健福祉協会が主催し、毎年9月に行田市グリーンアリーナで開催しております。

卓球大会に関しては、参加に規定はなく、精神科医療機関に通院又は作業所などの社会復帰施設に通所していることで参加は可能です。

今年で第35回を迎え、平成19年度は19団体22チーム350人が参加しました。

近年の特徴としては、医療機関参加チームよりも作業所などの社会復帰施設の活躍が目立ちます。これも、精神障害者の社会参加が促進されている現れと言っても良いのではないのでしょうか。



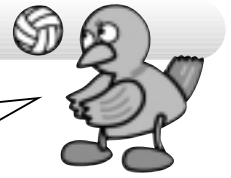
卓球大会 試合の様子

#### 3 まとめ

団体戦のスポーツ大会では、体力や集中力の維持・向上の目的以外に、コミュニケーションの能力の向上も期待できます。実際の試合の様子を見ていると、メンバー同士で作戦を練ったり、励まし合ったり、改めてスポーツとコミュニケーションの重要性を感じます。

来年度はソフトボール大会を5月に、卓球大会を9月に開催する予定です。是非、皆さん応援に来てください。

## (2) バレーボール



第8回全国障害者スポーツ大会からバレーボール競技（精神障害者部門）が正式種目化され、埼玉県代表チーム「ジャンクション埼玉」が全国大会に出場します！

### 1 バレーボール競技（精神障害者部門）が全国障害者スポーツ大会正式種目化へ

わが国における障害者スポーツは昭和39年の東京パラリンピックが契機となり、翌昭和40年から身体障害者を対象とした全国身体障害者スポーツ大会が開催されるようになり、また平成4年からは知的障害者を対象とした全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいびっく）も開催されるようになりました。

しかし、精神障害者を対象とした全国規模のスポーツ競技大会は実施されていなかったことから、平成11年に社団法人日本精神保健福祉連盟はスポーツ推進委員会（事務局長：埼玉県立大学教授 高畑 隆）を発足させ、全国規模の精神障害者スポーツ大会開催に向け取り組み始めました。

平成12年には、競技種目をバレーボール（ソフトバレーボール球を使用し、6人制で女子1名以上が常時試合に出場する）で実施する方針が固められ、翌平成13年に、全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会が統合され、全国障害者スポーツ大会が開催されることとなり、この関連行事として、同年9月に第1回全国精神障害者バレーボール大会が宮城県で開催されました。

以後、全国障害者スポーツ大会オープン競技として、精神障害者バレーボール大会は開催され、平成20年に大分県で開催される第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」から精神障害者バレーボールが正式種目となりました。

### 2 埼玉県における取り組み

平成14年に社団法人埼玉県精神保健福祉協会及び埼玉県立精神保健福祉センターの主催で、第1回埼玉県精神保健福祉スポーツ（バレーボール）大会が開催され、優勝チームを翌年に開催された第2回全国精神障害者スポーツ大会（高知大会）へ派遣しました。

平成16年5月に、第4回全国障害者スポーツ大会・全国精神障害者スポーツ大会リハーサル大会兼埼玉県精神障害者バレーボール大会を開催し、同年11月に、第5回全国精神障害者スポーツ大会関東ブロック大会、及び第4回全国精神障害者スポーツ大会を埼玉県で開催し、開催県枠で出場した「ジャンクション埼玉」が準優勝しました。

その後、県内の精神障害者バレーボールチーム数は年々増え続け、現在では50チームを越えています。保健所が事務局となり、県内を4ブロックに分けたブロック大会を開催し、各ブロック大会上位2チーム計8チームによって、埼玉県精神障害者バレーボール大会が開催され、優勝チームを関東ブロック大会へ派遣しました。この他にバレーボールを種目としたスポーツ交流会が、本市等県内各地で開催されています。

平成20年に開催される第8回全国精神障害者スポーツ大会から精神障害者バレーボールが正式種目となることに伴い、平成19年度から大会の実施体制の見直しがなされ、埼玉県障害者スポーツ協会と埼玉県障害者バレーボール協会が、埼玉県バレーボール協会等の協力を得て大会を運営することとなり、大会名も「彩の国ふれあいピック精神障害者バレーボール大会」と改められました。ブロック大会についても、ブロックごとに参加チームによる実行委員会が組織され、地域のバレーボール団体等の協力を得て、大会が運営されることとなりました。

### 3 ジャンクション埼玉が第8回全国精神障害者スポーツ大会に出場します。

本年1月9日に駒沢オリンピック公園総合運動場体育館で開催された、第8回全国精神障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害者部門）関東ブロック地区予選会で、埼玉県代表として出場した「ジャンクション埼玉」が優勝し、本年10月に大分県で開催される第8回全国精神障害者スポーツ大会に出場することとなりました。





## (3) グラウンド・ゴルフ

精神障害者スポーツの個人競技種目の拡大を目指して

### 1 精神障害者スポーツの現状

これまで精神障害者の社会参加の促進を目的として、主に団体競技種目である従来バレーボール、ソフトボール、卓球が行なわれ、近年は新たにフットサルへの取り組みも生まれています。しかし、身体障害・知的障害においては、カヌー、ロッククライミング、ダイビング、ゴルフ等、より多彩なスポーツ種目に取り組める状況にあります。

### 2 精神障害者スポーツにおける課題

限られたスポーツ種目の拡大、特に個人競技種目の普及が課題となっています。なお、個人競技種目の選定にあたっては、性別、年齢、体力にかかわらず、多くの精神障害者が参加することが可能であり、かつ精神障害者の社会参加と理解の促進を図るために、市民の競技人口が多いスポーツ種目が望ましく考えられます。

### 3 精神障害者スポーツ普及促進事業

社団法人埼玉県精神保健福祉協会では、独立行政法人福祉医療機構の「障害者スポーツ支援基金」の助成を受け、精神障害者スポーツの個人競技種目としてグラウンド・ゴルフの可能性について検証するとともに、グラウンド・ゴルフをとおして精神障害者と市民の接点を生み出し、精神障害者の社会参加と理解の促進を図ることを目的に、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の協力を得て「精神障害者スポーツ普及促進事業」に取り組んでいます。

### 4 事業概要

#### (1) モニタリング調査

バレーボールチームを有する母体施設に対しモニタリング調査協力施設を募集し、ご協力いただいた8施設（地域活動支援センター：1施設・小規模作業所：3施設・精神科デイケア：4施設）に対し、グラウンド・ゴルフ用具を貸与しプログラムとして取り組んでいただいています。

#### (2) グラウンド・ゴルフ普及指導員の派遣

グラウンド・ゴルフを円滑に導入するため、モニタリング調査協力施設の要請に応じて、日本グラウンド・ゴルフ協会普及指導員有資格者を派遣し（6施設に対し延べ12回）、指導していただきました。

#### (3) モニタリング調査検討委員会の開催

モニタリング調査協力施設に対しアンケート調査を実施し、精神障害者スポーツの個人競技種目としてグラウンド・ゴルフの可能性について検討を行っています。

#### (4) 精神障害者グラウンド・ゴルフ大会の開催

平成19年11月29日に埼玉県障害者グラウンド・ゴルフ協会及びさいたま市グラウンド・ゴルフ協会の協力を得て、埼玉県障害者交流センターを会場として開催されました。

大会名称を「第1回こころの青空グラウンド・ゴルフ大会」とし、モニタリング調査協力施設7施設が参加しました。

#### (5) 報告書作成

平成20年3月発行を予定しています。

\*精神障害者スポーツ普及促進事業に関するお問い合わせは、社団法人埼玉県精神保健福祉協会へお願いいたします。

社団法人埼玉県精神保健福祉協会  
TEL/FAX 048-723-5331  
HP <http://homepage3.nifty.com/kokoro-saitama/>



グラウンド・ゴルフ大会の様子

# 自殺防止対策パネルを貸し出します！

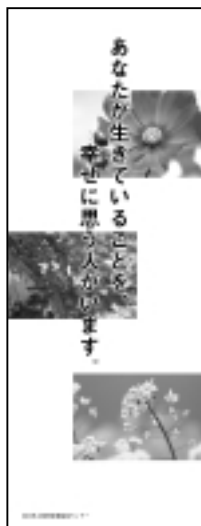
埼玉県では、年間1400人以上の方が自殺で亡くなられています。平成18年には、交通事故死者数の約5.5倍の1449人の方が自らの命を絶たれました。また、20代・30代では自殺が死因の第1位となっています。

この現状を受け、埼玉県立精神保健福祉センターでは自殺防止対策の一環として、パネル（全5枚＋精神保健福祉センター相談案内）を作成いたしました。多くの自殺は適切な介入や治療により防ぐことができます。周囲の人々や家族が、発せられる「サイン」に気づくことによって救える命があります。専門的な知識を養うのではなく、出来るだけ多くの方に関心をもっていただくことを目的として、作成されたパネルです。

このパネルは各関係機関の皆様への貸し出しが可能です。講演会のロビーやイベントの展示スペースなど様々な用途でお使いいただけるスタンドバナー式となっております。1枚のみの貸し出しも可能ですので、皆様ぜひご活用ください。

貸出の方法や予約状況、内容の詳細につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

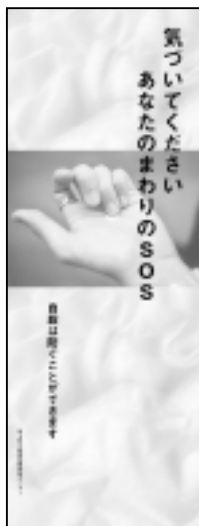
枚数	全5枚（＋精神保健福祉センター相談案内1枚）
サイズ	W約600×H約1,600（mm）
重さ	約2kg／1枚
貸出期間	原則2週間（貸出期間の延長については応相談）
注意事項	屋内専用
連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 企画広報担当 048-723-1111（内1210）



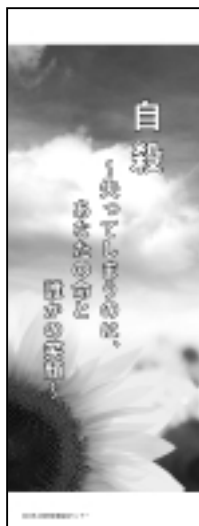
自殺防止パネル①



自殺防止パネル②



自殺防止パネル③



自殺防止パネル④



自殺防止パネル⑤



精神保健福祉センター相談案内

上記パネルは、精神保健福祉センターホームページでカラー版を御覧いただけます。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>

埼玉県精神障害者家族会連合会  
**心の健康家族電話相談**  
 ～悩みを一緒に考えましょう～

医療、引きこもり、何でも困ったことお電話ください。家族会の電話相談員が、家族の立場で一緒に考えます。

相談電話番号	080-6685-2128
相談日・時間	毎週 月～金曜日（祝日を除きます） 午前10時～午後3時（12～1時休み）
相談開始日	平成20年3月1日から

個人情報は  
 厳守します。